

大東市監告示第5号

定期監査等結果に対する措置の状況について

平成30年度第2回定期監査等の結果に対し、執行機関が講じた措置について通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

平成31年3月13日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 酒井一樹

【担当 監査委員事務局】

## 平成30年度第2回 定期監査等の結果に対する措置の状況

### ◆市民生活部（環境課、人権室）

#### 【環境課】

#### 監査委員 指摘事項

##### （1）浄化槽清掃実施届および浄化槽清掃完了届について

廃棄物の減量および適正処理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第12条では、浄化槽清掃業許可業者等は、浄化槽の清掃の実施前および実施後にその旨を市長に届け出なければならないと規定されている。その届出内容は規則で定められており、様式第14号に基づく浄化槽清掃実施（完了）届によるものとされている。

平成26年5月の前回の定期監査では、当該届出書の文言において、正しくは「廃棄物の減量および適正処理」と表記すべきところ、「廃棄物の処理および清掃」といった誤った表記になっていたことから、口頭にて是正を求めたところである。

今回その後の状況を確認したところ、規則改正は行われておらず、届出書の表記は依然として誤った文言のままであった。

当時は、内容が形式的な是正事項であったことから、文書ではなく口頭での指摘にとどめていたところである。しかしながら、指摘事項が改められることなく失念・放置されている今日の状況に対しては、監査委員として厳しい認識を持っているところである。

指摘事項については、所要の措置を行う等、市として誠実に対応されたい。

#### 環境課 措置状況

ご指摘いただいております、廃棄物の減量および適正処理に関する条例施行規則第12条に係る届出書の表記の是正についてですが、現在法規部門担当と協議中で、修正が完了次第、市民への周知も行ってまいります。

今後も各種文書について、このような事態が発生しないようにチェック体制を強化し、規則の順守について絶えず注意喚起を行ってまいります。

## 【環境課】

### 監査委員 指摘事項

#### (2) 特殊勤務手当の事務執行について

特殊勤務手当の支給にあたっては、一般職の職員の給与に関する条例施行規則（以下「規則」という。）の第10条で、特殊勤務手当は「特殊勤務命令簿により勤務を命ぜられ、その勤務に服した職員に対して支給する。」と定められ、特殊勤務命令簿の作成が規則によって義務付けられているところである。

しかしながら特殊勤務手当の支給事務を確認したところ、特殊勤務命令簿は作成されておらず、この結果、職員が出勤していない日に特殊勤務手当が誤って支給されている事例がみられた。

これは規則で定められた特殊勤務命令簿の作成を怠った事務の執行方法が招いた結果である。

過大支給となっている特殊勤務手当を早急に精算するとともに、規則に従った基本に忠実な事務の執行方法へと是正されたい。

### 環境課 措置状況

ご指摘の、不適正な特殊勤務手当支給分につきましては、支給した対象者の12月給与にて、戻入処理を行うことで精算したところでございます。

特殊勤務に服する職員に対しましては、「一般職の職員の給与に関する条例施行規則」に定められた様式第3号の特勤命令簿を用いて報告するよう、事務の是正を行ったところで、今後も規則に則った基本に忠実な事務の執行を課員に周知徹底してまいります。

## 【環境課】

### 監査委員 指摘事項

#### (3) 生ごみ処理機等の設置に対する補助金の事務執行について

生ごみ処理機等の設置に対する補助金（以下「補助金」という。）の支出事務を確認したところ、市民に対して補助金の交付決定を通知し、その後に支出負担行為書を作成している事例が複数件みられた。

このような行為は、支出負担行為を行うことによって支出内容が適正であることの確認を義務付け、予算の範囲内での支出を担保していくという、予算執行の基本を大きく外れるものとなっている。

会計規則の内容や支出負担行為制度についての理解を課内で徹底するとともに、補助金の支出事務が適正な予算執行となるよう是正されたい。

### 環境課 措置状況

生ごみ処理機等の設置に対する補助金の事務執行のご指摘につきましては、支出負担行為の予算執行の基本を逸脱した不適切な事務処理によるものであります。

支出負担行為制度をはじめとした予算執行の基本的な認識が出来ていなかったもので、今後は会計規則に則った適正な予算執行を図れるように、日々の会計処理の見直しを行っているところで、課員に対しては規則の順守並びに基本事項の徹底を指導してまいります。

## 【環境課】

### 監査委員 指摘事項

#### (4) 収納現金の取扱いについて

飼犬登録等事務手数料の収納現金について、指定金融機関への払い込みの遅れが常態化している事例や、現金出納簿に記載されている現金取扱員と実際に現金を取扱った者が異なっている事例が多数みられた。

また、塵芥処理手数料についても、現金出納簿に記載されている現金取扱員と実際に現金を取扱った者が異なっている事例や、現金出納簿を収納の都度パソコンを使用して作成しているものの、数日分を後日まとめて印刷しているため、出納員（環境課長）による確認はその都度行われていなかった。

当職が指摘している多くの部分は、既に会計室が定期的に実施している出納員等の事務検査で会計管理者から指摘されていた内容である。

会計管理者の指摘について真摯な対応を行っているものとは到底考えられず、公金を取扱っている者としての自覚とコンプライアンス意識について大いに不安を感じる場所である。

会計規則等を順守した適正な事務が行われるよう、課全体として早急に是正を行われたい。

### 環境課 措置状況

収納現金の取扱いのご指摘につきましては、公金の取り扱いについての自覚、認識が甘く、コンプライアンス意識も欠如していたという現状がございました。

飼犬登録事務手数料の収納現金の払い込みの遅れと現金出納簿の記載に係るご指摘につきましては、平素から会計規則に則った事務の基本を理解し、事務が担当者任せに陥ったり、日々の払い込みや記載が遅滞することのないように指導してまいります。

塵芥処理手数料の現金出納簿と領収証書との名前の不一致につきましては、改めて現金取扱員の意思統一を徹底致します。

現金出納簿の確認状況につきましては、出納員としてもその役割をしっかりと自覚するとともに、日々の確認に漏れが発生しないように厳しいチェック体制を整えてまいります。

## 【人権室】

### 監査委員 指摘事項

#### (5) 人権施策の基本方針と具体化について

人権室が分掌する「人権施策の企画および調整」と「同和施策の企画および調整」について、当該事務に密接に関わりのある「人権行政基本方針」、「人権啓発基本方針」ならびに「同和行政基本方針」の3つの基本方針を確認したところ、各基本方針が現状と乖離し、実態にそぐわないものがでてきているにも関わらず、時代の変化に応じた基本方針の改定等が長年にわたり行われず、放置されたままになっていた。

施策の具体化には、基本的な理念についての共通認識が必要不可欠であり、人権室の存立にかかわるものと考えられるので、各基本方針の改定等に早期に取り組まれない。

また、施策の具体化を進めるためには、的確な実態把握が欠かせず、そこから課題発見があり、具体的施策の中身が導き出されるものである。

人権室においても、男女共同参画に関する意識調査が定期的実施されているように、計画的、効果的な啓発をはじめとする施策が着実に進められるためにも、早急に実態把握に取り組まれない。

### 人権室 措置状況

人権室所管の「人権啓発基本方針」、「同和行政基本方針」、企画経営課所管の「人権行政基本方針」において、社会情勢にそぐわない内容があることを認識しております。

今後、現行の「人権啓発基本方針」、「同和行政基本方針」、「人権行政基本方針」を集約した新たな「人権行政基本方針」の策定について、関係課と連携を図り進めてまいります。

なお、方針策定には、市民意識調査や本市の実態把握が必要不可欠であることから、人権擁護施策推進審議会等の協力を得ながら、早急に取り組んでまいります。

## 【人権室】

### 監査委員 指摘事項

#### (6) 平和施策への取り組みについて

長年にわたる平和施策の一環として、「ヒロシマ記者事業」が取り組まれていることに当職も敬意を表すところである。

今回実施起案を確認したところ、マンネリ化に陥らないために種々工夫をされていることに一定の理解をするものであるが、その行程の中に事業の目的や趣旨に照らし、一部において違和感を感じるものがみられた。

については本来の事業の目的や趣旨に立ち戻り、室内でよく検討を重ねられ、改善に取り組まれない。

### 人権室 措置状況

「ヒロシマ記者事業」は、戦争の悲惨さ、平和の大切さ、命の尊さをさらに深く実感していただくことで、「平和を実現するために自分には何ができるのか」を考えることを目的としております。

今回のご指摘を踏まえ、今後、事業目的をより効果的に達成できるよう、人権室内でしっかりと議論を重ね、適正な事業実施に努めてまいります。

## 【人権室】

### 監査委員 指摘事項

#### (7) 人権室のリーダーシップについて

地域団体等への委託事業の問題については、これまで定期監査や決算審査等のたびに指摘してきたが、検証や見直しの動きが遅く、もどかしさを感じられるところである。

この問題については、人権室をはじめとするそれぞれの所管部局が主体的に取り組むべきことは言うまでもないが、庁内の先導的かつ取りまとめの役割を果たすのが人権室である。

人権室におかれては、自らの役割を十分に認識され、地域団体等への委託事業の検証と見直しについて、喫緊の課題として取り組まれるよう強く求めておきたい。

### 人権室 措置状況

地域団体等への委託事業の透明性、公平性を確保するために必要な検証や見直しについては、人権室が中心となって、担当部局間の連携強化を図りながら、早急に取り組んでまいります。